

第9号様式(第10条関係)

ポスター作成証明書

下記のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

_____年__月__日

令和7年4月20日 執行 郡山市長選挙

候補者 _____

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	627 箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が郡山市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、郡山市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

ア 当該選挙区(当該選挙の行われる区域)におけるポスター掲示場数が 500 以下の場合

$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

= 単価 (1 円未満の端数は切上げ)

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

イ 当該選挙区(当該選挙の行われる区域)におけるポスター掲示場数が 500 を超える場合

$$\frac{28 \text{ 円 } 35 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 586,905 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

= 単価 (1 円未満の端数は切上げ)

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$